

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊婦、乳児及び幼児に対する保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健指導 ○ 新生児の訪問指導 ○ 健康診査の実施及び勧奨 ○ 妊娠の届出の受理及びその審査 ○ 母子健康手帳の交付 ○ 妊産婦の訪問指導 ○ 低体重児の届出及びその審査 ○ 未熟児の訪問指導の実施 ○ 養育医療の給付及び費用の徴収 ○ 母子健康包括支援センター
③システムの名称	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第40条第1号～第11号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及び第69の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号及び38条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2、第69の2及び第70の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号、38条の3及び第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康部 健康づくり課、こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	健康づくり課長、子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>厚木市 市民健康部 健康づくり課 保健第一係 住 所: 243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597</p> <p>厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2230</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①所属長	市民健康部健康づくり課長 大貫 美香	健康づくり課長 渡辺 賢子	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部文書法制課情報公関係	総務部行政総務課情報公関係	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	市民健康部健康づくり課	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係 住 所:243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号:046-225-2597	事後	記載内容の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年5月10日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成29年5月10日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報提供の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号	事後	
平成30年3月1日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の 計数か	平成28年1月1日時点	平成30年3月1日	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成28年1月1日時点	平成30年3月1日	事後	その他の項目の変更であり、 重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康づくり課長 渡辺 賢子	健康づくり課長 大塚 由絵	事後	人事異動に伴う、その他の項 目の変更であり、重要な変更 には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 大塚 由絵	健康づくり課長	事後	基礎項目評価書の改正による 様式変更
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の 計数か	平成30年3月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成30年3月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出、公 表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17 号 電話番号：046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17 号 電話番号：046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要 な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊婦、乳児及び幼児に対する保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 保健指導 ○ 新生児の訪問指導 ○ 健康診査の実施及び勧奨 ○ 妊娠の届出の受理及びその審査 ○ 母子健康手帳の交付 ○ 妊産婦の訪問指導 ○ 低体重児の届出及びその審査 ○ 未熟児の訪問指導の実施	母子保健法に基づき、妊婦、乳児及び幼児に対する保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 保健指導 ○ 新生児の訪問指導 ○ 健康診査の実施及び勧奨 ○ 妊娠の届出の受理及びその審査 ○ 母子健康手帳の交付 ○ 妊産婦の訪問指導 ○ 低体重児の届出及びその審査 ○ 未熟児の訪問指導の実施 ○ 養育医療の給付及び費用の徴収 ○ 母子健康包括支援センター	事後	提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の49の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第40条第1号～第8号	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の49の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第40条第1号～第11号	事後	主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号	【情報提供の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の第56の2及び第69の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号及び38条の3 【情報照会の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の第56の2、第69の2及び第70の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号、38条の3及び第39条	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部 健康づくり課	市民健康部 健康づくり課、こども未来部 子育て給付課	事後	担当部署を追加で登録するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長	健康づくり課長、子育て給付課長	事後	担当部署を追加で登録するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係 住 所: 243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係 住 所: 243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597 厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2230	事後	問合せ連絡先を追加で登録するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	IVリスク対策 8 監査実施の有無	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の第56の2及び第69の2の項 【情報照会の根拠】 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の第56の2、第69の2及び第70の項	【情報提供の根拠】 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及び第69の2の項 【情報照会の根拠】 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2、第69の2及び第70の項	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係 住 所:243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号:046-225-2597	厚木市 市民健康部 健康づくり課 保健第一係 住 所:243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号:046-225-2597	事後	記載内容の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の 計数か	平成31年2月28日時点	令和6年1月12日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成31年2月28日時点	令和6年1月12日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。